

第 1 5 9 3 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和2年6月9日
自	13時30分
至	16時40分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

第4号 島根県立高等学校規程及び島根県立特別支援学校規程
の一部改正について (教育指導課・特別支援教育課)
_____ 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第13号 令和2年度6月補正予算案の概要について (総務課)

第14号 新型コロナウイルス感染症への対応について (総務課・学校企画課・保健体育課・社会教育課)

第15号 令和3年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験 (令和2年度実施)
の出願状況等について (学校企画課)

第16号 令和3年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇
任候補者選考試験 (令和2年度実施) について (学校企画課)

第17号 公立高等学校における県外入学者数の推移について (教育指導課)

第18号 島根県幼児教育振興プログラム (案) について (教育指導課)

_____ 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第5号 令和3年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験 (令和2年度実
施) の内容等の変更について (学校企画課)

第6号 令和3年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について (教育
指導課・特別支援教育課)

_____ 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第19号 いじめの「重大事態」発生報告書について (教育指導課)

_____ 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員 池田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
佐藤教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
福間参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
錦織総務課長	公開議題
小村総務課上席調整監	公開議題
森山教育施設課長	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、議決第5号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題、議決第6号
江角地域教育推進室長	公開議題
塚田子ども安全支援室長	公開議題、報告第19号
佐藤特別支援教育課長	公開議題、議決第6号
小村保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
清山世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
飯塚総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	6 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	林委員	

議決第4号 島根県立高等学校規程及び島根県立特別支援学校規程の一部改正について
(教育指導課・特別支援教育課)

○多々納教育指導課長 島根県立高等学校規程及び島根県立特別支援学校規程の一部改正についてお諮りする。資料1の1ページを御覧いただきたい。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等による学習の遅れを取り戻すため、各校で長期休業の短縮措置を講ずる必要があるものの、現行規定では振替日を指定しない限り、週休日に授業を行うことができないため、関係規定の改正を行うことで各校の週休日対応を可能とするものである。なお、現行の関係法令は、1の6ページを御参照いただきたい。

2の改正内容について(1)は高等学校規程、(2)は特別支援学校規程となっているが、両規程ともに、感染症予防のための、臨時休業が行われた場合に限定し、校長は教育上必要があると認めるときに、あらかじめ教育委員会の承認を得て、週休日に授業を行うことができる規定を加えるものである。また、現行では、特別支援学校規程のみにあった感染症予防のための臨時休業に係る規定を、高等学校規程にも追記するものである。今回の2つの改正については、1の2ページから1の5ページにかけて、新旧対照表としてまとめている。規程については7月1日施行としたいと考えている。今回の規程改正は学校裁量を可能するものであり、各学校が学習の遅れ等の実情に応じて、適宜実施されるものと考えている。

○真田委員 各学校にもきちんと周知し趣旨を理解していただき、生徒が不利にならないような使い方をしていただければと思う。ぜひ有効に使っていただき、決して無理をすることなく、子供たちのために使っていただくよう、よろしく願いしたい。

○浦野委員 土曜日に授業があると、先生方の勤務は、週6日になることもあると思う。就労時間の問題についてどのようになるか教えていただきたい。

○木原学校企画課長 今回この規程を改正するのは、児童生徒への授業を実施する上での改正であり、教員の勤務については、勤務時間の割り振りや勤務日の振替など、従来の関係例規の中で行うということになる。そういった点は、児童生徒や教職員の負担も学校の方で十分考慮していただくようになる。

———原案のとおり議決

報告第13号 令和2年度6月補正予算案の概要について(総務課)

○錦織総務課長 令和2年度6月補正予算案について説明する。資料2の1ページからを

御覧いただきたい。前回5月22日の教育委員協議会の際に、令和2年度の補正予算のうち急ぎ、執行が必要なものとして知事が専決処分した4月30日専決分及び協議会当日に公表となった5月22日専決分の予算の内容を御報告申し上げた。本日報告する補正予算は明日10日から開会する令和2年6月定例県議会に提案する補正予算案である。

補正予算額の概要であるが、県全体の補正予算額は44億円余となっているが、そのうち、教育委員会所管分の補正予算額の総額は1億6,900万円余である。

2の2ページを御覧いただきたい。課別事業別一覧である。各事業については、この後の2の3ページを御覧いただきたい。

ナンバー1、県立学校における環境整備についてである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県立学校の手洗い設備の整備、トイレの洋式化、体育館の換気対策及びエアコンの整備を実施するものである。

ナンバー2、県立学校における保健室の体制整備についてである。感染拡大防止とともに児童生徒の学校再開後の心身のケアをするため、保健室の体制を整備するもので、養護教諭をサポートし、学校保健業務に従事する人材を確保するとともに、養護教諭が、医師等の専門家へ相談できる回数を増やすものである。また、児童生徒の健康診断の実施日を増やし、少人数ごとの健康診断を実施するものである。

2の4ページを御覧いただきたい。ナンバー3、非常勤講師の追加配置についてである。臨時休業となった期間の授業時間を補完するため、夏季休業の短縮等により授業を実施することに伴い、非常勤講師を追加配置するものである。小中学校については、授業をサポートする非常勤講師、具体的には、にこにこサポート、小学校1/2年の島根スクールサポート等の非常勤の配置時間数をそれぞれ増やす。県立高校については授業を実施する非常勤講師の配置時間数を増やす。

ナンバー4、県立学校図書館パワーアップ事業についてである。臨時休業時の家庭学習をはじめ、児童生徒が在宅で過ごす時間に活用するため、一校当たり60万円を配当し、県立学校の図書館の蔵書を充実させるものである。

ナンバー5、スクールカウンセラー等による相談体制の拡充についてである。臨時休業に伴う学習への不安など、児童生徒の心のケアに適切に対処するため、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、教育相談員の配置時間等を増やし、相談体制を拡充するものである。

ナンバー6、県立図書館パワーアップ事業についてである。外出抑制に伴い、県民が自

宅で過ごす時間が増加する中、県立図書館の蔵書を充実するとともに、貸出・閲覧サービスを拡充するものである。貸し出し冊数を10冊から15冊へ増冊、貸出期間を2週間から3週間へ延長するとともに、蔵書を充実する。

ナンバー7、教員採用試験事務事業費についてであるがこれは、3密を避ける対策等を行った上で教員採用試験を実施するものである。

○新田教育長 先ほど説明があったように、明日から6月定例県議会が開会する。明日初日だが、予算案として上程する予定になっている。

○出雲委員 教室のエアコンの整備は、100%できていると認識しているが、今回の予算案は教室以外のエアコン整備なのか。

○森山教育施設課長 普通教室、いわゆるクラスルームについては、昨年度をもってすべて整備は終了している。この度整備をするのは、昨年度、公費で負担すべき部屋について設置方針を示したが、その中で学校からの要望、それからコロナの今の状況等を踏まえて、再度、設置計画を見直したものである。向こう6年間で180台の新たな整備をすると決めたが、当初予算で41台、今回18台ぐらい予定をしている。通常、エアコンの設置については、来年度の夏に間に合うように整備をするという考え方をしているが、なるべく今年の夏に間に合うような部屋を選定し、休養室、相談室などを対象にしている。

○真田委員 非常勤講師の追加配置について、学校として助かると思うが、やっていただけの人、なかなか集まりにくいというところもあると思う。せっかく予算を付けていただいているので、これはこれとして置いて、例えばいろいろサポートするため教員免許を持たない方でもサポートができるような人材を活用するということはできないか。今、仕事がなく、苦勞されている方もおられるというような話を聞くので、そういうところで、少し雇用できたらいいように思う。

○木原学校企画課長 今回の非常勤講師の追加配置については、今遅れている授業や、これまで授業できなかったところを、夏休みなど通常は授業がない部分に非常勤講師の先生に来ていただいて授業をするということで、そういったところに対応できるようにということで予算要求している。まず授業の遅れを取り戻すということを第一に考えるということで予算を要求したところである。あわせて今御意見いただいた子どもたちへの支援について、何か対策ができないか検討し、県としてできる対策を取っていきたいと思う。

○池田委員 2の3ページのナンバー2で養護教諭をサポートし、学校保健業務に従事

する人材を確保とある。しっかり消毒をしないといけないなど前回の教育委員会会議に出ているが、一般教諭の方がされるのはかなり負担が大きいのではないかと考えている。養護教諭の方々は、専門知識を持ち学校の中でも、感染症の知識があると思うが、この人たちに負担がいくと、また大変なことになると思うので、しっかりサポートしていただきたい。

○小村保健体育課長 感染症対策ということで、感染の状況によっては、養護教諭、先生方の負担が拡大していくと予測した上で、そういう先生方をサポートしていただけるような、ボランティア的な方、例えば、看護師の方で、今御在宅の方などにお手伝いをしていただけないかといったところで、予算要求をしている。御指摘のとおり、先生方や子どもたちをサポートする人材を確保していきたい。

○新田教育長 教員免許を持って教科を教える職員以外に、いろいろなアシストや作業的なことを支援する人材も重要であると考えている。国でも、第2次補正予算を閣議決定して、予算案として出ているところである。そういった動きも見ながら、感染症対策を、今、走りながら措置しているような状況である。県内の状況をみて、必要なところに措置を加えてというような考え方で、取り組んでいきたいと思っている。こういった案で今、出しているということで御理解いただきたい。

○浦野委員 スクールカウンセラーについて、説明によれば、配置時間を増やすということだったが、人員を増やすということは、検討はされていないか。

○塚田子ども安全支援室長 カウンセラー等の人員を増やしたいところだが、県内には、それに見合う方がなかなか見つからず、とりあえずのところは配置時間を長くして子どもたちの心のケアに努めていきたいと思っている。

○浦野委員 かなり高い専門性が要求されると思うので、難しいところだと思うが、十分な体制を取っていただくようよろしくお願いいたします。

———原案のとおり了承

報告第14号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課・学校企画課・保健体育課・社会教育課）

○錦織総務課長 3の2ページを御覧いただきたい。⑤5月25日から再開した県立学校とその状況のところからが、前回の協議会以降の状況になる。

5月14日の緊急事態宣言対象地域からの解除を受けて、県内すべての県立学校を5月25

日から再開すること、また、松江市以外の県立学校は5月18日から実施していた分散登校に加え、新たに一斉登校を試行した。そして、松江市内の県立学校では5月25日から分散登校を開始し、6月1日以降の方針について、5月27日をもって決定するという状況について説明をさせていただいた。

3の1ページを御覧いただきたい。(1)6月以降の状況というところに入るが、その前に、5月27日に県の対策本部を開催した。その際、県内の学校については、5月22日に文部科学省から示された学校における新型コロナウイルス感染症に対する衛生管理マニュアルに応じた対応を求められるということで、県内の各地域や各生活圏内の感染状況がどのレベルにあるのかということ、これを県の健康福祉部と相談の上判断することとなっていた。相談の結果、県内は全域レベル1であり、いわゆる3つのレベルの中で最も良好な状況に相当すると連絡を受け、県教育委員会としても、県内全域をレベル1と判断したところである。そして、松江市以外の県立学校では、既に一斉登校も開始されており、児童生徒の感染予防のための諸活動も定着しつつある状況であるということ踏まえて、松江市内の県立学校においても、6月1日から、一斉登校等の平常の教育活動に移行するとしたところである。②になるが、国から、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインというものが、6月5日付文部科学事務次官通知で発出された。これを踏まえて、5月27日に向けて、学校長宛通知している学校再開ガイドラインを見直して、県立学校運営ガイドラインに改定し、6月8日付で県立学校長宛通知したところである。③部活動についての対応としては、6月1日以降、可能な限り感染症対策を行った上で行われる通常の活動を行うことができるとした。また、中止となった各種全国大会の代替大会の開催や発表の場の設定について、それぞれの種目において検討されているという状況である。そして最後に3の3ページである。社会教育施設等の状況については、6月1日以降、全館再開している状況である。

○木原学校企画課長 昨日、県立学校に通知した県立学校運営ガイドラインについて、説明する。

3の4ページを御覧いただきたい。こちらが昨日通知した通知文である。その内容に当たる運営ガイドラインが3の5ページ以降になる。

3の5ページからが高等学校版になるが、特別支援学校も同様の内容で作成している。その冒頭のところに述べているが、新型コロナウイルス感染症については、各学校における長期的な対応が見込まれるということで、こういった中でも、持続的に児童・生徒

等の教育を受ける権利を保障するために、学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していくことが求められているということをもとに、今回、学校運営する上で留意していただく事項をこのガイドラインに集約したという意味合いで通知した。前回の教育委員会の協議会で、学校再開のガイドラインについて説明しているが、この後の内容、下線部を付したところが、前回の内容から改正した部分である。

3の6ページを御覧いただきたい。こちらにマスクの着用について述べている。

(2)のところだが、これからの暑さの中で、マスクの着用について、熱中症などの健康面への配慮を考慮して、マスクを外す対応ということについて述べている。

2には今後、児童・生徒等や教職員の感染が確認された場合の対応を示している。これまで運用してきた方針と変わりはないが、基本的に、感染が判明した場合、濃厚接触者が特定されるまでは、該当の学校の臨時休業を実施するという方向で考えていきたいと思っている。

3の7ページである。こちらには学習指導について追加の項目を挙げている。(1)では学習評価について、(2)ではICTの活用について、(3)では実技指導や実技を伴う教科の指導、教科の実習について、内容を追加している。Q&Aなどを通じてこれまでも示しているが、そういったものも盛り込んで、今回のガイドラインを作成している。

3の9ページ、(5)校外活動について入れている。校外の団体と連携した活動について、既に学校で取り組んでいるキャリア教育や総合的な学習において、校外での活動も今後実施されるということになってくる。そういった場面での留意事項等を挙げている。

改正した部分が次の3の10ページだが、6生徒の心のケアについて、本格的に長い休校から学校生活が再開しているが、そういった中で、考えられる憂慮すべき点について内容を加えている。

3の11ページ、8(2)で、分散登校日を設定する場合の出欠の取扱について、これまで運用してきた内容をここに盛り込んでいる。

3の12ページ、こちらには教職員の服務について、今回の感染症に関して主に留意すべき点を整理して載せている。前回までは、教職員の服務に関係したことは挙げていなかったが、今回は、学校運営全体に関わるものということで教職員の関係も挙げている。

3の13ページは部活動に関するもので、これは前回から変更ない。なお、部活動についてはこの後、保健体育課より御説明する。

3の14ページ以降は、特別支援学校になる。変更点は高等学校とほぼ同様の部分で改正している。特別支援学校の独自の変更点は、3の18ページ、(7)校外学習について、特別支援学校の活動についてとなる。

3の19ページの8現場実習について追加している。

3の20ページ、学校給食について、こちらも特別支援学校での注意事項ということで、内容を追加している。

○小村保健体育課長 3の9ページを御覧いただきたい。部活動について、先ほど御説明したとおり、5月27日付で部活動のガイドラインに沿って示したものである。6月1日以降、部活動について、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行うことにしている。

段階的スケジュールについて御説明する。3の13ページを御覧いただきたい。学校が再開された5月25日からの1週間については、教科指導を中心に学校教育活動を展開する期間ということで、練習時間は1時間程度、対外試合は行わないといった形にしている。6月1日以降に関しては、可能な限り、感染症対策を行った上で通常の活動を行うことにしている。通常の活動というのは、いわゆる部活動のガイドラインの中で、校内の部活動、平日3時間以内とか、そういった形で、基本的に校内で行う活動については、先ほどの形で行っていただく。もちろん感染症対策を、十分に行っていただいたうえで、行っていただくという形にしている。ただし、6月1日から12日までの期間については、合同練習、合宿等、宿泊付きの対外試合等は行わないという取扱にしている。6月13日以降については、対外試合、練習試合等は解禁をしていくということにしている。可能な限り感染症対策を行った上で、県内及び生活圏を同じくする隣県の高校生と練習試合、合同練習への参加を可能としたということにしている。原則として無観客で実施していただくということと、長距離の移動や宿泊が極力必要とならないよう配慮していただくということにしている。各競技においては、競技団体が、練習のやり方などで制限が加わったという状況もあり、それに関しては、団体の方針に沿っていただくということになる。7月10日以降については、対外試合、公式試合について参加は可能といった形で、段階的に通常レベルの形にしていくこととしている。

原則として、無観客で実施するというようにしている。7月10日以降の今後の詳細

な留意事項については、国の動向を踏まえながら、6月18日時点で通知する予定である。

3の24ページを御覧いただきたい。4月から5月にかけて、インターハイ、県総体、文化系の行事、全国の高校野球大会、県の高等学校文化フェスティバル、そういったところが、軒並み中止になる状況であった。5月27日に県のコロナ感染症対策会議が開かれ、知事から、特に高校3年生に対して、有終の美を飾らせてあげられるような代替大会の開催、文化系の部活動の発表の場の開催の検討要請が教育委員会に対してなされたところである。

教育委員会としては、高体連、高野連、各団体の方へ部活動における今夏の全国大会等の中止に伴う代替大会の検討について、依頼文書を提出している。

県総体の代替大会だが、昨日時点で、県高体連へ聞き取りをした。開催予定については9種目（陸上、新体操、空手、ハンドボール、ソフトボール、フェンシング、ソフトテニス、カヌー、軟式野球）は開催の方向である。その他21競技については、現在取りまとめ中である。高校野球については、既に新聞報道等であったが、県高等学校夏季野球大会として、7月17日から8月4日の土日、祝日を中心に、開催が決定している。

文化部活動についてだが、全国高等学校総合文化祭開催については、今回Web開催ということが決定している。中止になった県の高等学校文化フェスティバルの開催については、県高文連とともに検討中で、その他、中止となったコンクール等は、各専門部で代替案を検討中というところである。

(3) 財政支援についてだが、高校野球、高体連の代替大会については、新型コロナウイルス感染症に係る消毒液、アルコールなどの保健衛生用品に係る経費や、3密を避けた参加者の移動を行うための交通手段の借りに係る経費、分散して個室に宿泊するために係る経費、安全・安心な環境下で試合を行う事のできる医療班等の充実等といったところに対して、財政支援を行う予定である。

Web上で開催される全国高等学校総合文化祭や、県の高等学校文化フェスティバルに提出する展示品、演技や演奏の撮影などに係る経費に対しても同様に、支援を行ってまいりたい。

特に3年生の区切りとなる、そういった大会が実施されるということになれば、県としても、しっかり支援を行うこととしている。

○新田教育長 5月20日時点で、このガイドラインに一度改訂している。その時までは、

県立学校の再開のガイドラインの位置付けで、臨時休業から、段階的に、通常の学校教育活動に戻していく。ただ戻すときにも、コロナ感染症が、発生するまでの状況に戻すのではなく、この新型感染症に向き合っていく、そういった学校活動に変えながら、再開していく。そこに非常にウエイトを置いたガイドラインとして、策定して説明させていただいた。今回6月8日付で、出し直したわけだが、ここで、名称を県立学校運営ガイドラインということで、再開から、今度は言わば両にらみでの運営ガイドラインということで、位置付けを改めて、再度作り直したという状況である。全体としては、学校における感染リスクを、最大限、低減させるという取組を続けながら、教育を受ける権利、学ぶ権利を保障するという事にしっかり、ウエイトを置きながら、学校運営を継続していく。そういう方向にウエイトを置いた形でのガイドラインとなっている。文部科学省からも、そういった方向性での文部科学次官通知が、6月5日にあったということも反映しての整理である。そういったことで、今回、臨時休業のようなケース、逆に今、こうやって県内穏やかな状況になっているが、また第2波と言われるような可能性も言われている。県内で発生した場合の対応をどうするかというような情報を見ながら、再開しつつ、運営自体をカバーしていくという整理をしたところである。併せて最後に説明したように、部活動に関しては、特に3年生が活躍すべき大会、成果発表の場が中止等になっている。そこになんらかの、披露の場、試合の場というものを設けられるということを提案しているという状況である。

○真田委員 新聞に知事の談話が載っていたが、県立学校の対応が遅れたことについて、少し反省の弁が述べられていたということはあった。やはり保護者の方が非常に関心を持っておられることは確かなので、ガイドラインを各学校のホームページにも載せていただくとか、情報の提供、発信をきちんとして、保護者の方々の理解を得る努力をしてもらいたい。今、県立高校としてこういう思いでやっているということが伝わるのが大事であると思う。そのためには、教育委員会からある意味、掲載を各校にお願いするなり、リンクを貼ってもらうなりしていただければと思う。非常にわかりやすいガイドラインで項目ごとに上手にまとめてあるし、理解が進むのではないかな。

もう1点、小中学校は、設置者が違ったり、各地域での流行の違いで県立高校と足並みをそろえることなど難しいところもあると思うが、19市町村との歩調がとれればいいと思う。19市町村教育委員会と連携をとりながら、県としての対応など含め連絡を密にしてほしい。

○木原学校企画課長 ガイドラインとして整理したところだが、これまでも様々な学校としてのコロナウイルス感染症対応については、学校には随時通知をしているが、我々の反省すべき点として、広く保護者の方とか、地域の方に対する学校の取組を理解していただくという部分が少し欠けていた点は、反省しなければならない。いずれにしても、今まで経験がないような、学校としてもどう対応すべきか、すぐさま判断しにくい事態が続いてきたこともあるが、だからこそ教育委員会として考えて進もうとしていることであるとか、対応していることを広く地域の方々にも、周知して御理解いただくことが必要であると考えている。今後、まとまった時点で、広く理解していただけるように、ホームページや、学校を通じて内容を理解していただくというところに務めていきたいと考えている。

もう一つ、県立学校と小中学校の差があったというところだが、これもやはり緊急事態宣言という、全国のそういった事態の中で、これもこれまでなかったことで、県としても様々な対応を考えていたが、市町村の方でもそれぞれ考えておられ、どういう形でその連携をとるのかというところ、そういった情報のやりとりの仕方、仕組はなかなかできていなかったというところがあって、小中学校と県立学校での休校での対応の差が出てきたと思っている。随時市町村教育委員会の対応を情報としては我々もいただくことがあるが、相互に意思決定する際に、情報をやりとりして連携していくという部分は、これまでの反省を活かして、どういう形で情報のやり取りや、決定などを進めていけばよいかということとこれまでの取組も検証して、これから先の進め方に活かしていきたい。

○新田教育長 大きく言うと、政府の専門家会議、国での現状、それに伴う様々な対処方針というものを、片方では意識して行動を取る必要がある。もう一つには、やはり県内での感染状況等の情報をいかに流していくかということであろうと思う。2月の27日、28日のところで、国からの3月中の休業要請の対応については、国からの文書での通知と前日の要請、内容とで違いがあったということがあったにせよ、やはり結果的に県の対応等と市町村の対応が大きく違った自治体もあったということが、我々としてはよりどういう対応をすればよかったのということも含めて、考えていかなければならないとは感じている。ただ、もう一方、この県内での感染状況というのは、公表できる情報が当然に制限されている。そういった中で、特に夜に確認されるようなケースもこれまで重なっていたので、そういった場合に、対応が遅いという御指摘もあるが、どういう形でそういう準備体制に、市町村にも入ってもらえるかというところは、学校教育の面でももちろんだが、県民生活という広い意味で同じ課題があるわけである。そういっ

た点についても改善を図っていく必要があるかを感じているところだ。昨日、知事と市長村長の意見交換の中で、情報の提供の在り方も話題になったと承知している。今後に向けて試行錯誤をやっているわけだが、改善に努めていくという姿勢で取り組んでいきたいと考えている。

○真田委員 オンライン授業の実施について、学校での実施状況はどのような状況かわかるようであれば教えてもらいたい。

○多々納教育指導課長 小・中学校におけるオンライン授業実施状況については、調査をしており、今集計をしているところである。後日情報提供させていただきたい。県立高校については、現在、環境整備を整えたところであり、各学校で単独で行われてきた事例等は承知しているが、これについても後日情報提供させていただく。

○浦野委員 部活動の実施についてであるが、段階的に部活動を再開されて、子どもたちも喜んでいると思う。6月13日から練習試合などが行われるということ、7月10日からは対外試合にも参加可能となっているが原則として無観客で実施することとされている。保護者も、今まで競技なり、文化系のものなり、ずっと応援していて、子どもたちの成長を楽しみにしていたと思う。今の状況で、無観客でというのは、もちろん理解できるが、どういう状況になったら、見に言ったりとか、応援に行ったりとかできるのかということを知りたい。

○小村保健体育課長 今回の御指摘のとおり、保護者、特に3年生の保護者にとって最後の場を是非見たいという気持ちは本当に理解できる。当然感染症対策を取った上で保護者を観客に含めるかという考え方もあると思われるが、6月18日を目処に取扱いについて通知をしていきたいと考えている。

国も3週間ごとに、観客の定数を段階的にあげていくという形を検討されている。そういったところも踏まえて、県教育委員会としても示していかないといけないと思っている。あくまで現状ベースの考え方であり、今般のコロナ禍というのは、今後の動向は誰にもわからないが、可能であれば保護者に入っていただいて、御覧いただけるような形にしていきたい。

○新田教育長 3の23ページの下の方に書いているが、この実施にあたっての詳細な留意事項は、別途6月18日を目途に通知することとしているので今お尋ねになっていることも含めて、改めてお知らせしたいと考えている。

———原案のとおり了承

報告第 15 号 令和 3 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験（令和 2 年度実施の出願状況等について（学校企画課）

○木原学校企画課長 今年度実施する教員採用試験の出願を先月の 26 日に締め切っている。その出願数が確定したので、その状況について報告する。1 全体の状況とあるように、出願総数は、1,146 人となった。昨年度が 1,071 人だったので、75 人増加した。採用予定者数に対する倍率は 4.1 倍となり、昨年度の 3.8 倍と比較して 0.3 ポイント上昇した。この出願者数について、これまで平成 28 年度以降、減少の状況が続いてきた。今回、若干持ち直したという結果が出たところで、今回の知見をさらにいい形で進めたいと考えている。2 出願者数と倍率について、校種・職種別に挙げてある。まず小学校の教諭であるが、採用予定 130 人程度に対して、348 人の出願をいただいた。昨年度と比較して 27 人増加し、倍率もやや上昇して、2.7 倍となっている。以下各校種を見ていくと、増減と倍率のみ確認すると、中学校は、5 人の減少となり、4.7 倍になった。高等学校は 18 人増加し 8.0 倍。特別支援学校は昨年度、試験の倍率が 1.8 倍で大変心配していたが、今回出願者数が回復して、24 人の増加で 2.8 倍となった。養護教諭は、6 人増加で、4.7 倍。栄養教諭は 6 人増加で 22.0 倍である。障がいのある方を対象とした募集は昨年度より 1 名減少し、4 人の出願があった。その下の表に島根独自の特色ある採用、出願についてまとめている。いずれの採用区分も昨年並みの出願の数字になっている。①小学校の算数・理科の採用に 14 人。②中学校の特別支援教育担当に 13 人の出願をいただいた。③石見・隠岐地域限定の採用も、各校種とも人数的には昨年度同程度の出願になっている。④他県正規採用の教諭についての枠採用のところだが、こちらは 45 人と昨年並みの出願をいただいている。この数年、この数字が維持されており、他県で正規の教員として勤務している方が Uターンなどで、島根の教員を希望するという状況がある程度定着してきているのではないかと考えている。即戦力、年齢構成の平準化に期待しているところである。⑤は、昨年度の 2 次試験で優秀な成績でありながら不合格となった方が出願した数である。⑥は、今年度講師等で勤務いただいている方の中で、昨年度 1 次合格であった方、こちらも昨年度並みの人数で出願いただいた。⑦は、今回新たに導入した採用特例であり、過去に国公立学校で正規の教諭等として勤務経験のある方に対して、一部の試験を免除するもので今回 8 人の出願があった。教職を離れた理由はそれぞれおありだと思うが、結婚、出産、介護そういった事情も考えられるところである。さまざまな事情により辞職された方が再度教職を目指す後押しになればと考えたところである。

全体としてはこうやって出願者数が増加している。昨年度まで減少傾向だったので、今年度の募集に当たっては、新たな取組を進めてきている。出願の方法を、昨年度は紙のみであったが、今年度はインターネットを利用した電子申請に移行している。それから試験会場だが、新たに大阪会場を設定して、様々な取組をしているが、今回の若干であるが増加というのは、こうした新しい取組を進めた1つの成果なのかもしれないと考えている。今後の試験日程であるが、新型コロナウイルスの感染症の心配もあるが、対策を万全にしながら、予定どおりの日程で、第1次試験が7月12日、2次試験が8月16日から31日という予定で計画をしている。感染症対策については今後さらに準備を進め、受験する方にも安心して受験してもらえるように対応しながら、選考試験の実施の準備をしたいと考えている。将来の島根の教育を担う人材をしっかりと確保するように取り組んでまいりたいと考えている。

———原案のとおり了承

報告第16号 令和3年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験（令和2年度実施）について（学校企画課）

○木原学校企画課長 今年度実施する市町村立小中学校等での管理職試験、主幹教諭の試験の実施要項を定めたので報告する。

まず管理職に求められる資質能力として、管理職育成プログラムにおいて、1の①から⑤を設定している。主幹教諭については、①④⑤を求めるものとして挙げている。このような観点で、管理職や主幹教諭への適性や能力を判断していきたいと考えている。試験期日等については2のとおりであるが、例年並みの時期に実施するという予定にしている。第一次試験の合格者に対して、第二次試験を行うという形で例年どおり進めたいと考えている。試験会場は、一次試験については例年どおり、各教育事務所単位で一斉に行う。二次試験については、松江、浜田の2会場で実施することになっている。試験内容については、職ごとに決めているが、校長は一次試験で筆記と二次試験での面接、教頭は一次試験で筆記と面接、二次試験でも面接としている。主幹教諭については、一、二次試験とも面接を行うという予定である。いずれの試験も新型コロナウイルスの感染症対策を万全にとって実施したいと考えている。

名簿登載の予定の人数であるが、こちらは例年の年度末の退職者の人数の見込みをもとに算出している。今回は校長55名、小・中学校合わせてである。教頭65名、主幹教諭30

名を考えている。参考までに今年度末の校長の退職予定者は小中学校合わせて51名、それから教頭が7名という見込みである。受験資格については、6にあるとおりである。こちらにも例年と変更していない。校長は45歳以上で、教頭経験3年以上、教頭は38歳以上で、Bにあるような教職経験や、人事異動ルールの条件を満たすものとしている。主幹教諭は36歳以上で教頭と同様の条件というのを設定している。実施要項は、既に配布を始めている。多くの教員に受験してもらえるように、各学校で校長を通じて積極的な声掛けをお願いしているところである。

———原案のとおり了承

第17号 公立高等学校における県外入学者数の推移について（教育指導課）

○江角地域教育推進室長 公立高等学校における県外入学者数の推移について説明する。直近である令和2年4月の県外入学者数は199名で過去最高となっている。当面の目標200名としていたので、概ね達成したことになる。県外入学生の主な出身地は、広島、大阪、山口、東京となっており地域別では、表のとおりとなっている。統計的に、昨年度と大きな変化はない。

次に新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今年度の県外生徒募集の仕方について申し上げる。まず、（1）全国合同説明会「地域みらい留学フェスタ」への参加ということで、県外生徒募集説明会については、昨年度に引き続き、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームが開催する、全国の高校と一緒に開催する全国合同説明会に参加する。ただ、今年はオンラインでの開催を主とした形態となっている。参加校は島根県内15校を含め全国約70校を予定している。「単年留学を含む」となっているが、単年留学についてはこの後、説明させていただく。1回目のオンラインによる合同説明会を、7月25日、26日としている。この7月25日、26日の全体でのオンライン説明会を皮切りに、各学校がその後オンラインによる個別説明会を学校側の都合がよい時に随時展開していくことになる。また、コロナの状況によるが、10月頃に東京・大阪での対面でミニ説明会も開催を予定している。（2）県内の高校を巡るバスツアーについては、一旦中止を決定した。コロナの状況次第であるが、秋頃の再設定も検討してみたいと考えている。最後に（3）、例年ふるさとしまね定住財団が主催する「しまねUターンIターンフェア」に合わせてしまね留学のブースを出展していたが、このU・Iターンフェア自体開催をどうするかということ地域振興部で検討しており、その動向を見守りたいと考えている。

6の2ページを御覧いただきたい。これは国庫補助事業による全国を対象とした新しい取組である。県外入学の1年版であり、高校2年生の時を他校で学ぶという新しい形態になっている。島根県では、その取組を「しまね高2留学」と名付けた。この取組が始まった経緯については、そもそも3年留学に対する財政支援を国の方に要望していたところ、その議論の結果、こうした3年留学への支援はなかったが、単年の留学に対する新しい事業支援を国で構築していただいた。これは文部科学省の事業ではなく、内閣府の事業である。目的は関係人口の拡大と教育の質の向上の両方を追い求める事業形態となっている。全国で12校が受入校として採択され、島根県では、4校が採択されている。今後も、コロナ感染症に細心の注意を払いながら、令和3年4月の県外生徒の受入を目指すことになる。学校・市町村の考え方を最大限尊重しながら、進めていきたいと考えている。

○出雲委員 年々県外からの入学者数が増えているが、それに伴って各校の寮の状況を教えていただきたい。

○江角地域教育推進室長 県立高校生の寮の整備については、現在新しい寮の建設は行わない方針であり、この方針は今後もおそらく県の財政から、変わっていかないと思う。今ある施設を、最大限活用または市町村によっては市町村の施設を建ててもらっているところもあり、ここに対して県は運営費を補助しているという形があるので、県のもとにある寮とそういったような市町村が建てられた施設に対する県の運営支援を行いながらやっていく。あるいは、地域の下宿を、これから最大限活用しながら、各地域で受入体制を整備してもらっているという状況だ。とはいっても、無限にこの数字が広がっていくものではないので、概ね県の留学生については、当面200人ぐらいをキープしていこうかと思っている。それに対応した住まいについては、とりあえず現行の県と市町村の下宿で対応していけると考えている。

○林委員 高2留学について、採択校は県内で4校ということだが、この4校へ入学したくなる広報、魅力の発信はどういう形でされるか。

○江角地域教育推進室長 この単年留学の取組の単体で発信するという事は現在考えておらず、そもそも3年留学の取組をいろんな形で発信しているので、その中で3年留学の別バージョンとして1年留学というものもあるということ併せて発信をしていく。この1年留学というは、今までは、3年留学は中学校3年生をターゲットに発信していたが、将来的なことを考えると中学校3年生は当然対象になるが、来年の4月から受入を開始しようと思っているので、今高校1年生をターゲットにさせていただいて、その発信の仕方も、

今までは中学校を中心にやっていたが、高校もターゲットに入れながら、発信していく。広報については、プラットフォームの方でしっかりやってもらっているので、そちらが今知恵を出しながら、学校も、広報資料とあわせてアプローチをしている。県としては、ホームページで、この4校について1年留学もやるということも発信している。

○林委員 この新たな取組ということで、高2で1年間できるということ自体はまだ高校生に入学したばかりの生徒もわからないことが多いと思うので、せっかくこういった制度があるのであれば、最大限この4校の魅力が伝わるようなやり方を県の方でサポートしていただければと思う。

○浦野委員 高2留学、1年間というのも新しい提案で面白いと感じた。学年の定員もあると思うが、だいたいどれくらいの人数確保を想定しているか。

○江角地域教育推進室長 将来的なことはまだ各学校とも考えてないようだが、初年度である令和3年4月の入学生は、各学校1人もしくは2人から始めていくというような形で、そこから、徐々に広げていこうということを校長先生はお考えになっている。最終的に何人ぐらいにするかというのは、それも校長先生が中心となって地域の方とこれから、具体的な話し合いを進めていかれると思う。県内の各学校の校長先生にお聞きしたところ、来年の4月は1人もしくは2人、将来的にはそれを皮切りに増やしていくということを現時点では、おっしゃっていただいている。

○浦野委員 私が思っていたよりも、かなり人数が少なかったのでもっと驚いたが、そうなるといきたいという子がたくさんいた場合、選ばないといけなくなるのではと思うが、どういう基準でされるのか教えてほしい。

○江角地域教育推進室長 この基準作りは、まさに非常に重要なところである。複数出てくれば、非常に嬉しいことであり、当然厳格な基準でやっていかないといけないと思うが、もし複数出てくれば、その範囲も広げていこうかなということも言っておられた方もいた。基準作りについて、文部科学省、内閣府といっしょになって、ガイドラインのようなものを作成しているので、もう少ししたら、明確にお答えができるようになると思う。選定の方は、現在検討中である。いずれにしても送出側の学校と受入側の学校というところの教育課程がしっかり繋がってまた帰っていかなければいけないので、誰でも希望したから入れるという話ではなくて、学校と学校の学びの継続性がちゃんと担保できないといけない。3年留学と異なりデリケートな部分がある。国を交えてそのあたりの考え方も踏まえガイドラインを作成中ということである。

○浦野委員 令和2年度採択とあるが、ここは2年でいいか。

○江角地域教育推進室長 この事業は令和2年度から始まっており、今年度は各学校において来年の4月入学生の受入検討をされている。それに基づいて、募集を開始して、来年4月から受け入れるというようなことを予定している。

———原案のとおり了承

報告第18号 島根県幼児教育振興プログラム（案）について（教育指導課）

○江角地域教育推進室長 島根県幼児教育振興プログラム（案）について説明する。1.パブリックコメントの概要ということで、5月1日から31日まで、パブリックコメントを受け付けた。（2）であるが、合計16件のコメントが寄せられた。（3）主な内容であるが、①質問・意見として、幼児教育における県の役割や児童虐待、遊びの循環などについて意見が寄せられた。次に2、前回の協議会からの本プログラムの大きな変更点として2点ある。1点目が、先程のパブリックコメントを受けての修正。2点目が、第4章にある研修の方法例と実践例を追加したことである。この変更点2つを中心に説明する。7の2ページを御覧いただきたい。パブリックコメントに寄せられた意見とその回答を記載している。加筆をしたところは、4番、11番に対する意見で、修正を行ったところは、9番に対する意見である。9番を御覧いただきたい。安全面のことであるが、当初のプログラムの記載は、過剰な指示を行うことは子どもの自発性を委縮させる可能性があるというような内容の記載をしていたが、寄せられた意見に、安全面の徹底は、何よりも最優先であるという意見をいただき、若干文言の修正を行った。こうしたことを踏まえ、前回提示いただいたプログラムから追加・加筆修正等々を行ったというのが、変更点での1番目である。

プログラム本体の41ページを御覧いただきたい。ここから第4章が始まるが、第4章自体を追加している。第4章は、研修の方法例や、各園における具体的な現場の実践例を掲載している。本プログラムの最後のページに名簿があるが、ワーキンググループの皆様方から寄せられたものであり、現役で活躍されている方々から、御提供いただいた実践例となっている。

7の1ページにお戻りいただきたい。3の今後のスケジュールであるが、本プログラムを4月中旬に完成させ、市町村、幼児教育施設等へ配布したいと考えている。非常に分厚いものがあるのでダイジェスト版も併せて作成する予定になっている。

○浦野委員 今回追加された第4章で、特に興味深く拝見したところは、小学校以降で活

かされると予想される資質・能力の部分で、幼児教育で培った力が、将来的にこのように、形成されていく、育まれていくというのが、わかりやすく、伝わっていると思った。私も小学校に勤務したことがあるが、当時は幼稚園と小学校が連携・接続するという概念が全くなく、生活科の授業をする上で、幼稚園まではどの程度までやっていたのだろうなど幼稚園の先生に手法とかも学びに行きたいという感じがすごくあった。実際1年生を持った時に、30年ぐらい前の話だが、幼稚園、保育園がここまでできていたのに、小学校に上がった時点でまた赤ちゃん扱いをしてしまう。例えば掃除にしても、当時は6年生がお手伝いをしたり、週に何回しかしなかったりとかそういうことがあったが、幼稚園では、年長としてリーダーシップを発揮してやっているという状況だったということを知った。今思えば、当時からそういうふうに行っていたら、後戻りせずにそのまま繋げていけたと感じる。保幼小接続とか、連携とか言葉でわかっているが、実際はこういうことだとわかるのがうまく記述されていると感じた。

○江角地域教育推進室長 島根県の幼児教育の柱を、5つほど立てており、安全管理とかいろいろあるが、幼小の接続ということをプログラムの中では、一番重要な柱ということでやっている。実際訪問して、研修をする時も、幼小の接続ということを一番意識しながら県内各地でやっている。地域においては非常に小さなところは、いわゆる小さな幼稚園、あるいは保育所と、そこから上がってくる小学校というのは、1対1の関係ができています。一方、いろいろなところから小学校に集まってくる地域では、これまで幼少の接続というのが非常に弱く、うまくいってなかった。先ほど言われたようなことをしっかり市町村単位で取り組んでおられるところがある。松江市の校長会の取組になるが、この松江市の小学校の校長会の方がリードされて、いわゆる松江市全体で先ほどの幼小接続というのを組織だってやっておられる例を記載させていただいている。他の市町村でも今取り組んでおられるところがあるが、その代表として組織的に取り組んでおられるサンプルとして、実践例2-③で掲げた。こういったことを県内の市町村にしっかり周知をして、先ほど御指摘のあったところは、県全体で進めていくように幼児教育センターとして、しっかり取り組んでいきたい。

○出雲委員 私も幼小の連携・接続は非常に大切だなと思っている。小学校の先生方が園の状況とか、そういうものを比べるところが今までなかったということで、私の地元でも、昨年、小学校の先生方が園に出向いて行って、そこで園がどういう子どもたちを育てていきたいか、こういう年齢に合った状況で、こういう保育をしているということをまず提供

した上で、小学校の先生方に1クラスずつもっていただいて、実際に小学校の先生方に保育体験をしていただいたことがあり、その時私もお話を伺いましたが、保育園ではこういう子どもたちとの接し方をするのだ、子どもたちがこういう反応をするのだというのを、実際に自分たちが体験してすごくよくわかったとおっしゃった。今こうやって交流があるが、ただ情報交換だけにとどまらず、そういった体験をして、より幼児教育の重要性を小学校の先生方にしっかり理解していただいたり、お互いいろんなことが話せるような状況というのは、これからの普通ではないかと思っている。今から、関係機関に配布されると思うが、県としても、もう少し幼児教育の大切さを、市町村の教育委員会と一緒にあって、小学校の先生方にも、一緒に学んでいただける資料になればいいと思っている。

○江角地域教育推進室長 これまでは、どちらかという幼稚園、保育所の方が、小学校に対して非常に熱烈なラブコールと一緒にやりましょうということで、小学校側のほうがどちらかという忙しいからという感じだった。最近空気が変わってきていて、小学校の方からも手を差し伸べられるようになった。今何が問題になっているかという、具体的に情報交換でとどまっているところを、どのような実践を交えた研修をしたらいいのかということが、非常に各現場で困っておられるので、そういったところもまさに県の幼児教育センターの研修の方法も含めて、今現場に入って、仲人役をやっている状況である。このプログラムを活用しながら、情報交換にとどまらず、実のある実体験を含めた研修ができるようにしていきたい。

○浦野委員 プログラム（案）の17ページの役割分担のイメージだが、将来的な到達目標としては、県の幼児教育センターが、あまり全面的には出てこないで、市町村が、幼児教育施設や小学校にアプローチしていくというようなイメージを受けるが、県の幼児教育センターの役割のところをもう少し言葉で説明していただけるとありがたい。

○江角地域教育推進室長 17ページが正に目指す姿で、到達目標の形を、いつまで目指すのかというところで、令和4年4月にこういう形にもっていきたいと思っている。この形というのは、現在はまだ微妙なところであり、いろいろな幼児教育の重要性というのが学びの出発点ということで、各市町村も理解を従来より示していただいたが、では、各市町村が、幼児教育に積極的に取り組んでいるかという、実は、まだまだ優先順位が低いという状況がある。とは言っても、幼児教育施設の方では、質のいい教育を展開していかなければいけないので、誰かがここに対して、教育の質を高めていくような研修をやっていないといけない。これは、国の方針とか、基本的にその幼児教育施設の一次的な質の向

上を図っていくのは、基礎自治体である市町村である。今はまだまだ、施設の方に質を高めていこうという目が十分に向いていない市町村も若干散見されるが、大多数の市町村が頑張っている。そういう状況があるので県が直接的に訪問研修という形で今やっているのが、現在の状況である。これはある意味、健全な状態でないので、どちらかというところ、園へ直接訪問指導、研修を行って質を上げるのではなく、市町村の育成をするのが、県の役割だと考える。市町村に研修の仕方というものをしっかりレクチャーして、そこで技術的に高められた市町村が、各幼児教育施設を訪問して、研修をして、質を高めていくということである。県の大きな役割の1つとしては、市町村の育成に徐々にシフトしていくということがある。それだけかというところではなくて、16ページを見ていただくと、役割分担が書いてあるが、役割の1つとしては、島根県幼児教育センターと書いてある。市町村、幼児教育施設はもとより、県民全体に対して幼児教育は大事という、県民の幼児教育に対する気運の醸成をしっかりとやっていくということを県の役割として考える。大きく分けて、県全体の気運醸成ということが、県の1つ目の役割。もう1つは、市町村の方に、技術的な助言をし、あるいは最新の研究データ等も提供して市町村が各施設の教育指導員を向上させていくというようなことが2つ目の大きな役割。こういったところに徐々にシフトしていきたい。

———原案のとおり了承

新田教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第5号 令和3年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験（令和2年度実施）
の内容等の変更について（学校企画課）

———原案とおりの議決

議決第6号 令和3年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について（教育指
導課・特別支援教育課）

———原案のとりの議決

報告第19号 いじめの「重大事態」発生報告書について（教育指導課）

———原案のとりの了承

新田教育長 閉会宣言 16時40分